## 後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度の対象者(被保険者)のみなさんに平成25年度の保険料額の通知と8月からの保険証を 送付します。お手元に届きましたら、内容を確認してください。

ここでは、保険料と保険証の概要についてお知らせします。

【均等割の軽減】

市民課保険年金係 **25** 25 1148

**☎**059-221-6883 後期高齢者医療広域連合

保険料は、被保険者全員が

負担する「所得割額」 と、そのかたの所得に応じて 定額を負担する「均等割額」 の合計

を通知します。 保険料の計算方法 一人に保険料額と納付方法 7月中旬ごろ、 被保険者

所得割額

保険料額(年額)[限度額55万円]

均等割額[39,120円]

〔(平成24年中の総所得金額など 基礎控除額 33万円) ×所得割率 7.55%)

健康保険は含まれません。 保険料の納付方法

年金からの天引きにより納

健康保険組合および市町の国民

軽減割合

9割

8.5割

5割

2割

なし

※原則の納付方法 めていただきます。

世帯の被保険者および世帯主に

前年中の総所得金額な

基準日 (※1) における同

るかたは、普通徴収となり、 額が年金額の2分の1を超え ていただきます。 介護保険料と合わせた保険料 金額が年18万円未満のかた、 納付書や□座振替により納め |普通徴収] 年金天引きの対象となる年

同一世帯の被保険者および世帯主の

総所得金額などの合計 33万円以下であって被保険者全員の

年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)

33万円以下

33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下

33万円+被保険者数×35万円以下

上記以外

**※1** 4月1日 (4月2日以 均等割額が軽減されます。

下である場合、下の表のとおり ど(※2)の合計が一定金額以

格取得日)時点での世帯状況 降に資格を取得したときは資

また、新たに被保険者とな

通常の公的年金控除以外に 歳以上のかたの年金所得は、 15万円を控除し計算します。 前年12月末日の年齢が65

【所得割額の軽減】

減されます。 下の場合、所得割額が5割軽 円を差し引いた額が58万円以 総所得金額などから、33万

養者であったかたの軽減】 〔被用者保険(※3)の被扶

養者であったかたは、均等割 はかかりません。 額が9割軽減され、所得割額 する前日に被用者保険の被扶 後期高齢者医療制度に加入

康保険、船員保険、公務員の共 協会けんぽや企業の健 済組合などのことをいい、国民 軽減後の額 (年額) 3,912円 5,868円

19,560円

31,296円

39,120円

被保険者証 現在お持ちの被保険者証

開始されるまでの一定期間は 普通徴収となります。 をされたかたは、特別徴収が 入・転出など

草色)は、

有効期限が平成25

保険料の減免・徴収猶予

を受けることができる場合が 険料の減免や徴収猶予の措置 合)は、申請を行うことで保 活保護基準に準ずる程度の場 しく困難なかた(おおむね牛 困窮により保険料の納付が著 災害に遭われた場合や生活

(保険証) の更新

若

らご自宅へ簡易書留にて郵送 県後期高齢者医療広域連合か 証を使用してください。 |木以降はピンク色の被保険者 されます。平成25年8月1日 ンク色)は、7月下旬に三重 ます。新しい被保険者証 年7月31日/水までとなってい

額認定証の更新 限度額適用・標準負担額減

同一世帯全員が住民税非課 医療機関へ提示すると、 この認定証

の認定証の交付を希望される
||水となっています。8月から 度額までにとどめることがで窓口での支払いを自己負担限 とができます。 民課保険年金係に問い合わせ で処分してください。 返却していただくか、ご自身 降に市民課または各連絡所へ ※古い保険証などは、8月以 かたは市民課保険年金係また 有効期限が平成25年7月31日 などが減額されます。 きるほか、入院の際の食事代 より認定証の交付を受けるこ 税の場合、申請をすることに は各連絡所にて申請してくだ ご案内をご覧いただくか、 )案内をご覧いただくか、市くわしくは、通知に同封の 現在交付している認定証は、